

## 社会福祉法人峰栄会役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人峰栄会の役員及び評議員等の報酬及び費用弁償について定めるものである。

### (報酬の種類及び額)

第2条 勤務実績に応じて報酬を支給する。

2 報酬は、月次報酬及び賞与とする。

3 月次報酬の額は、別表第1に定めるとおりとする。

4 賞与の額は、1年度において月次報酬の額の4.5月分を超えない範囲で職員への賞与の支給状況等を勘案して理事長が定める。

### (報酬の支給)

第3条 報酬の支給方法及び支給日は、法人職員の給与の支給方法及び支給日に準ずる。

### (旅費)

第4条 職員に準じて旅費を支給する。

### (交通費)

第5条 職員の通勤手当に準じて交通費を支給する。

### (費用弁償)

第6条 法人の理事、監事及び評議員並びに評議員選任・解任委員等が、理事会、監事監査会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会等に参加したときは費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、別表第2に定めるとおりとする。

### (施行期日)

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。